

## F-15戦闘機からのフレア誤射に対する意見書

平成28年7月13日の午前10時18分、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が誘導ミサイルの追尾を逃れるための熱源体フレア1発を誤射するという事故がおきた。

目撃者によると機体が沖縄市方面から嘉手納基地に着陸しようとして旋回し機体を水平にしたあと、車輪を出した際にフレアを発射したという。フレアは地上に到達する前に燃え尽きたものの、万が一住民居住地上空に落下し延焼していたならば人命にも関わる大惨事につながるものである。

米軍はパイロットの不注意でフレアを放出させたことを認めたが、地元の安全が危険にさらされていないと回答している。近隣に嘉手納弾薬庫もあることや、また日常的に住民居住区域上空を低空飛行や急旋回を行い、これまで何度も同様な誤射事故を起こし、再発防止を求めてきたが、米軍の危機管理の欠落に町民は常時危険と隣り合わせである。それだけに米軍に対する安全性への不安、反発が一段と強まっている。同時に一向に改善されない現状に強い怒りを覚える。

今回の事故はフレア装置の必要ない着陸状況においてパイロットの誤操作は未熟そのもので、不注意ですまされるものではない。基地周辺住民の生命、安全を軽視した危険を回避する意識の欠如を断じて許せるものではない。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに解決するよう強く要求する。

### 記

1. 誤射原因を徹底追及し結果を県民、町民に明らかにすること。
2. 具体的な予防措置を公表し、事故の再発防止策を講じること。
3. 軍用機の住民居住地域上空での飛行、訓練を禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年7月21日  
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長 沖縄県知事

## F-15 戦闘機からのフレア誤射に対する抗議決議

平成28年7月13日の午前10時18分、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が誘導ミサイルの追尾を逃れるための熱源体フレア1発を誤射するといった事故がおきた。

目撃者によると機体が沖縄市方面から嘉手納基地に着陸しようとして旋回し機体を水平にしたあと、車輪を出した際にフレアを発射したという。フレアは地上に到達する前に燃え尽きたものの、万が一住民居住地上空に落下し延焼していたならば人命にも関わる大惨事につながるものである。

米軍はパイロットの不注意でフレアを放出させたことを認めたが、地元の安全が危険にさらされていないと回答している。近隣に嘉手納弾薬庫もあることや、また日常的に住民居住区域上空を低空飛行や急旋回を行い、これまで何度も同様な誤射事故を起こし、再発防止を求めてきたが、米軍の危機管理の欠落に町民は常時危険と隣り合わせである。それだけに米軍に対する安全性への不安、反発が一段と強まっている。同時に一向に改善されない現状に強い怒りを覚える。

今回の事故はフレア装置の必要ない着陸状況においてパイロットの誤操作は未熟そのもので、不注意ですまされるものではない。基地周辺住民の生命、安全を軽視した危険を回避する意識の欠如を断じて許せるものではない。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに解決するよう強く要求する。

### 記

1. 誤射原因を徹底追及し結果を県民、町民に明らかにすること。
2. 具体的な予防措置を公表し、事故の再発防止策を講じること。
3. 軍用機の住民居住地域上空での飛行、訓練を禁止すること。

以上、決議する。

平成28年7月21日  
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使      在日米軍司令官      在沖米四軍沖縄地域調整官  
在沖米国総領事      嘉手納基地第18航空団司令官      沖縄県議会議長